

# 哥西學大報

號六十四百第

月二年二十和昭



行發局報學學大西關

大阪商科大學  
講師

三木純吉著

好評

# 米國有價證券法の研究

菊判上製 定價 參圓貳拾錢  
紙數四百頁 送料 拾四錢

本書は米國聯邦有價證券法 (Securities Act of 1933, as amended) を詳密に解説したる唯一の邦書である。而して著者は、現に大阪商科大學に於て、取引所論、投資論等を講ずる實務家出身の學者、有價證券法の解説者として、定にその人を得たりと云はねばならぬ。我が國に於ても、有價證券の發行を制規する立法を必要とするに拘らず、未だ朝野の問題となるに至らない。本書が問題の提出者たる役割を演ずるであらうことには疑を容れないところ、之、敢へて爲政者、法曹家、實務家に本書の必讀をお奨めする所以である。

内  
第一章 制定及び改正—第二章 定義—第三章 免除證券及び免  
除取引—第四章 有價證券の登録—第五章 登録書面の内容—第  
六章 目論見書—第七章 委員會の權限—第八章 民事責任—第  
九章 刑事責任—文献—索引—附錄一、Securities Act of 1933  
(原文)——Form A-2 for Corporation 譯文

大阪商科大學助教授 豊崎稔譯

好評

# ロバートソン「貨幣政策と物價」 —景氣變動論—

四六判上製 定價 壱圓貳拾錢  
紙數一六〇頁 送料 八錢

景氣理論として代表的なものを擧げるとすれば、現在では貨幣的景氣理論を把りあげねばならぬ。而して貨幣的景氣理論中最も興味深きものは、ハイエク等の中立貨幣政策を主張する維納學派と、穏和なる安定政策を強調する劍橋學派との對立である。維納學派のハイエクの理論は勿論、劍橋學派の代表者ケインズの貨幣理論は既に邦譯せられてゐるが、ケインズの協労者であるロバートソンの景氣理論は餘り我が國では紹介せられてゐない。その原因はロバートソンの景氣理論が小冊子なるに係らず、極めて難解なる事に歸因する。しかも彼の景氣理論は、現段階の景氣政策を樹立するに際しても、甚だ大なる意義を有する。これ敢へてロバートソンの本著の譯述を、新進篤學の譯者に請うて、我が國の景氣研究家の座右に呈する所以である。

前學大央中臺河駿京東  
番八三ニ一八京東替振  
番八二ニ二ニ田神話電

市阪大北梅區新田道  
九五七一二六番番番  
北阪大北振電話

院書同大

## 目 次

ベルンハルディの經濟學……

赤羽豊治郎 (一)

國家承認の所謂「相對性」に關する吟味……川上敬逸 (七)

Norman Conquest の英語々彙に及ぼせる影響……八鳥治一 (11)

唐松岳にのぼる……田邊信太郎 (13) 學 内 報…… (15)

卒業、進級試験日割—臨時協議員會 國語漢文科の文部省檢定試験—がくほら抄

校 友…… (14)

關大昭八會—動靜移動

學 生…… (19)

皇陵祭敬會—參慶會—基督教青年會

關大スピーチ…… (10)

籠球—ホッケー—馬術—陸上競技—野球—庭球—スキーラグビー—米式蹴球—劍道—弓道—航空

學 報 佛壇…… (III)

教 授 赤 羽 豊 治 郎

## 1

從來、獨逸經濟學史に於て比較的不遇の地位におかれた人が少くない。アダム・ミュラーの如き、或はテオドール・フォン・ベルンハルディの如きその好き例であらう。前者は近年オトマール・シュパンにより、かれの卓越せる經濟學上の功績が認められて以來、「その主著の新版の出版並にかれに關する有益なる諸研究が續々刊行せられる」に至つたのであるが、後者は僅かにロッシャアがかの「獨逸經濟學史」に於て、「露西亞=獨逸學派」の「人と教へたるに過ぎなかつた。ところが一九二四年セラフイムがその雄篇「獨逸=露西亞學派」H. J. Seraphim, Die deutsch=russische Schule, Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, 1924. を發表してから、とかく忘れ勝ちであったこの不遇な經濟學者も再び日の光りをみるとになり、デイイル教授の新版さへ出づる」とになつた。(尤も、シュパンはセラフイムに先ち、その「經濟學的主要學說」に於てかれに觸れてゐる。)

傳記によると、ベルンハルディは一八〇二年十一月六日柏林に於てアウグスト・フェルナンントの第三子として生れ、両親の離婚の後、母の再婚に従つてクノーリング家 Knoring の人となり、羅馬・維納・ミュンヘンに幼時を送り、ハイデルベルヒ大學に學んだ。後ち、ベータースブルグに移り、そこでかれの主著「大所有地及び小所有地に關する諸論證に對する一批判的試み」Theodor Bernhardi, Versuch einer Kritik der Grunde für grosses und kleines Grundbesitz angeführt worden. St. Petersburg, 1849. が書かれてゐる。一八五一年ショレジェンの、キュンナアスドルフに莊園を購ひ住み、一八八五年にこの世を去つた。この間、とくにエロイセン、トライチケ、ローン、モルトケ等と親交があつたといわれてゐる。

## 1

さて、かれの經濟觀であるが、これはその社會理論とも國家理論ともいわるべきものと離れて理解し難い。この點を明かにしよう。

先づ、かれは從來の國家學說を二つの傾向に分つ。その一は古代の國家論でありその二はラッサルにみる如き近代の夜警國家の理論である。古代觀によると人間は必然的に一の社會團體、一の國家を形成する。またかれは専ら國家の崇高と讚美に生活すべきであり、個人はこの威大なる全體の契機としてのみ存するといふのであつて、これはプラトンの如き哲學者を始め、古代の諸國民殊にスパルタの國家思想をなしてゐた。そこには個人の利己心は國家社會の攪亂者として考へられてゐる。近代の國家論になると、個人こそ自己目的であつて、國家は個人生活に奉仕すべきであり、また個人にその功利的な目的を容易に達せしむる手段たるべきであるとのみである。従つて、國家は自由なる個人の活動を保障し、これを阻害する一切の事情を除去する。いはゞ警察的職分を果すにすぎないことがになる。ベルンハルディは前者の古代的見解に多大の共通的見解を保持するが、必ずしもその國家目的論に賛意を表してゐない。例へば國家のみ一切であつて、個人を顧みない態度に對し、個人の自由と尊嚴を認むべしとするし、又後者の個人主義的國家論に就ても、國家を個人の功利的効力のために個人の契約によつて成立つものとみない。國家は「それ自身必然的なものであり、理論的有機的全體として固有の生活を自身に保有する」といつてゐる。(Bernhardi, Diehl's Ausgabe, S. 48—51) この考へがひとをして、彼がヘーゲルに近いといわしめるところであらう。尤も、かれの國家概念は社會概念と混交して用ひられ正確に分たれてゐない、たゞ國家を社會の具體的形態となしてゐるやうである。かれはいふ「われらは社會をある特定の形態に於て、生活の一切の契機を包括する倫理的・有機的全體に發展する道義的人格として、また社會が具體的な形態をとる國家として考ふる必要がある。かくて、社會は當然個人に對し、人間の各可能なる努力に制約的の關係を有することになる。」(S. 43) こゝに、われらは國家の先在性とその構成者に對する統制力の根據あるを認め得るのである。然らば個人の行爲は全體に於て如何なる關係を有するか。「個人の行爲はこれら全體の有機的部分としてのみ意義を有し、またその限り如實のものとして把握される。……諸國民の、そして個人の經濟生活の眞の理解はひとがそれを常にかゝる結合に於て考へることにより始めて可能である。」(S. 145) かく、個人は全體の有機的肢體として活

躍する限り意義がある。何故ならば「人間……は社會の一契機としてのみ考へられる」から。また個人が人間たる生活を完うし得るは社會の恩寵に俟つのであって、次の如く説かれる。「人間の各より高い、即ち自分を動物以上に高めんとする本來の人間的努力は社會の保護あるに於て、またそれを通じてのみ促進され充たされる。」而も、これは専ら社會が個人に比し永續的生命を有するがためである。「個人は死滅し各世紀はつぎつぎに墓標に化して行く。新に勃興する世紀は既に沒せるそれのやうに、また未來は現在と同じく社會に屬する。普通、個人の關心は現在とそれに最も近き未來を離れないが、社會はむしろ永遠の存續に關しインテレッセを保たんとしてゐる。」(S. 83) この永續性が、國家をして公私の利益を促進せしめ、且つ現在の要求に對し未來の利害を辯護せしむるのである。

かく、國家は過去・現在・未來に亘る人間存在の必然的合成功とみらるべきであつて、その代表する一般的關心は單に個人のそれではなく、廣く人類の利害である。然るに、これら人類は國家的存在として、「個々の國民體に於て生存する。」(S. 83) こゝに至つて、かれの描く國家は政治的・歴史的事象としての國民國家であり、國民の生活の維持と發展とはかれの議論の出發點であり到達點である、ともいへよう。恰もフリイドリッヒ・リストの如く、かれに於ても國民は常に最高の價値の具現者であり、若しこの觀念を缺かば一切の文化惹ひて經濟は存在の根據を失ふ。従つて、かゝる國民體に基盤を有せざる單純の「市民社會」はかれの眼界に入り来らない。

### III

この市民社會を考察の對象とするはスミス學派である。かれらは自働的に進行する市場經濟の機構の簡明に終始し、經濟領域に於ける國家の重要さを認識しない。否、反つて必然的な害悪とさへみるのである。そこには全體の概観がない。それらはその全體に於て消費せんがために、自然力と蓄積された資本の助けを借りて財貨を生産するのである。併るに、こゝ（スミス學派）ではこれらの

財貨を獲得し、結局これを交換せんがために生産する個人のみ有力である。この見解はこの學派の主張する個々の敘述から往々、財貨一般は互に交換され且つ支拂はんがためにのみ存在し、そのほか如何なる規定をも有するものにあらず、と見るところに發展する。」(S. 81f)

かれらの有する個々の經濟理論、例へば價值・價格・賃銀・地代若くは資本利潤に關する解釋の如きみなこの見地に立つてゐる。試みにかれの敘述に従つてその二三をみよう。先づ價值であるが。こゝでは交換價值のみ前面に現はれ、使用價值は輕視されてゐる。これは質の反面をみたにすぎず、前者の成立は後者なくしてはもとより不可能であるし、更に個人以上の廣き立場では、「一國民の富は自然の數量により、またその活動性を附與する財貨に有效なる使用價值によつて判斷すべき」であるとしなければならない。(S. 82) また賃銀に就て、かれらが「賃銀は、もつとも周知の方法で經驗する如き多少の動搖があつても、恒常的大きによつて價值を高めることは否み得ない。また労働はその價值との關係に於ては不可分に支拂はれるといふ確證も存しない。」と説きたるに對し、ベルンハルディは成程論者の説く如く、労働が資本と結合して始めて機能を發揮することは疑ふ餘地がない。が、事の實際では資本の從僕たる地位にある。このことは資本の所有者をして確かに生産利潤の分配に際してその大部分を保有せしめ、且つ當然の權利として要求せしめる。従つて、賃銀が常に上昇し若くは労働の價值と正比例するとはいひ難い。(S. 162) 故に、社會正義の上からいつても、國家の干涉により分配の整調が望まれると主張し、われらをして後年のアドルフ・ワグナアを想起せしむるものがある。(S. 212, S. 289) 更にかれは、かく資本所有者が労働者を單に資本の從屬物と見る態度がリカードの地代論にも強く表われてゐると考へる。かれによると、リ氏の結論は地代の増加により資本利潤が減少する點にある。さすれば、資本家擁護の立場を貫かんとすれば、先づ地代の發生を保證して來た穀物條例を撤廃し、安價な外國穀物の輸入に力を致さなければならぬ。これ、ベルンハルディがリカード地代論の目的であるとみなす點である。併し例令穀物自由貿易が行はれても、リカードが期待するやうに、資本利潤に不利な地位が無くなるとは證明し得ない。その輸出國に於ては、穀物需要の増加につれて

漸次劣等地も耕作され、再び地代が支拂はれようから。この場合、ベ氏の眼は自國の土地所有者にあらずして、外國のそれに注がれてゐる。

かく、價值・賃銀・地代といふが如くスミス學派の學說をみてくると、そこに觀念として動いてゐる。最高の利潤が國民經濟の繁榮を基礎づけるといふ信仰がは多少のニューアンスがあらうが、大體個人の利益、特に資本利潤の増加を中心潜んでゐる。これは資本を以て唯一の經濟力であるとみるとから来る、また事實その助けを得て始めて利潤が招來されるし、労働者階級と雖も資本あるによつてその生活が維持せられ、人口増加も保證されるものだと考へるのである。しかし、ベルンハルディのみるところに従ふと、一國の生産は資本のみならずあらゆる生產力の有機的・調和的共働によつて行はれるのであつて、生産を計畫し指導する人間精神又は意思の力を看過し得ない。また社會的生産物の分配に就ても、その理想は各國民に最大の欲望満足を得得するやう計るにあるが、スミス學派はこの點を忘却してゐる。反つて、國富が少數者の手に集まるほど資本の形成は容易であるとする。この見解もかれの承認し得ないところであつて、この種の國民所得に關する解釋は恰も「國民それ自身の經濟組織とそれによる所得の分配を條件づけ中介する方法とを完全に同一のもの」とみなすからであると説いてゐる。(S. 331) 後になつて、かれもスミス學派が當時漸く現はれるに至つた資本の集中・國民大衆の貧困化を背景として立論された次第を評してゐるし、今後も恐らく吾人は生産の無限の増大のうちに、國民所得と財產の不良の分配が基礎づけられ、且つ必然的に現在の富が一層不利益となる許りか、何らの繁榮なきに至らう、といふ認識に到達する時期が来るに違ひない。」とざへみるのである。(S. 361)

以上、かれのスミス學派にリカードに對する若干の批評を紹介したが、その間に表現されたかれの經濟學的態度を顧みる必要がある。これはかれの國家理論と密接な關聯があつて、丁度アダム・ミュラヤリストにみられる如き立場を探つてみると解して差支ない。その第一は經濟の概念構成ともいわるべきものであるが、これを常に社會的・國民的立場に於て考察する。例へば生産の如きにしても個人の營利のために行はれるのでなく、専ら國民需要に適合する目的を以てなさることが要求されてゐる。従つて「一切の生産は手段であつて目的ではない。

またわれらは生産のうちに、社會の一定の可能なるよき狀態の建設に役立つ手段を求むるといふことを忘れてはならぬ。且つまた、逆に生産の利益のために、生産に最も有利なる社會狀態の到来を要望されたくない、といふ事柄も併せて牢記しなくてはならぬ。」(S. 413) 第二の特質も右の主張より派生するのであって正統派が經濟を市場經濟と同視し、交換價値の増大と利潤の獲得に從ふ經濟人のみを考慮の中心とするに對し、經濟領域に於ける一國民の精神的・物質的生產力の失効の重要さに注意し、國民はその生存の維持と發展のため、その國の資源と自己の心身を如何に利用すべきかを問題とする。かくして、氏に於ては經濟は「國民的貢獻」の概念として規定せられることになる。更に、かくの如く經濟を自己目的とせず、高次の國民共同體の奉仕の行爲或は組織と考へる態度は經濟認識の方法に就ても、歴史的・統計的方法の採用となつて現はれ、正統派の隔離的抽象的のそれと對照的地位に立つことになる。これはかれが主としてロッシヤーカニース及びヒルデブラントの如き前期歴史派と同一の流に掉すとせられるところであつて、その確證を土地所有の合目的分配の問題に對するかれの所説に窺ふことができる。

#### 四

われらは漸くかれの「大所有地及び小所有地に關する諸論證に對する試み」が如何なる主張の下に論議せられてゐるかを知る順序に到達したが、先づ何故にかれがかかる農業政策的論題を採用せるに至つたかを明かにしよう。この動機はかれの傳記を詳しく述べなければ確な材料を捕捉するを得ないが、この書でリカードに就き次のことを述べてゐる。リカードは専ら地代論を説く場合でも、地代の成立はそれ丈け利潤を減少せしめ、資本の新形成を阻止するとみてゐる。併し、この立言をよく考へると、科學研究の基礎を失ひ、一階級の利益の代辯となり切つてゐる。これは恐らく、かれが「畑や牧場よりも一層取引所に定住してゐ、その生涯を爲替、證券賣買に委ね農業に從事しなかつた。」からでもあらう、とさへ極言してゐる。(S. 281) この敘述や又、ベ氏が常に正統派經濟理論の批評に終始してゐること、並に當時のヨーロッパ大陸が専農業時代にあつたことなど

から考へてみると、かれが特に農業問題を事ざらに取あげた理由が判ると思ふ。

更にまた、この書が書名の如く農政的内容のみであるとはいへないし、右に紹介した如き、國民的全體觀に立つ經濟理論の展開が主要任務であるから、この農政的テーマはその應用部門に屬する取扱を受けてゐるのではないかとも考へる。

氏はこの書の初めに、國家にとり土地の分配が大所有地制によるか、又は小所有地制のいづれが有利であるか、といふ問題を提起してゐる。この場合、かれの論據をなす實例は英國の大地主制と佛蘭西の小地主制度である。しかし、二つながらそれぞれ利害得失を異にするから一般的にその優劣を論定することになると困難であるが、前者は資本の利用比較的容易なるがために、農業の進歩を促す效果あるも、大地主の豊なる經濟力は土地兼併を容易にし、全國を大小作地化せしむる懼れがある。これに反し、後者は「同一面積の農地から、それが比較的少數の大地主(イギリス)に分割される場合よりも、より大なる總収益を擧げる。」尤も氏によると、純収益に非ざるこの總収益こそ、年々流入する國民の富であり、「國民の一般的福祉と實力とはこの總収益に基く」ものなのである。(S. 430) かく、小地主制は洵に「天下の根本」たる資格を有するが他面全農地が細分され、特に各農家が僅かにその生活需要を充し得る程度に土地細分が行はれると、不可避的に野蠻狀態に導き、不可避的なる教養の不足からくる狀態を導き出す萎靡せる無氣力(トロシティカート)により、全體は凡ゆる危険に對し屈辱的の無防禦狀態に曝されるに至る」缺點がある。(S. 417) 更に、われらはその詳細をかれの言に聽かう。

ベルンハルディの所謂大所有とは封建的遺物とみられる不耕地主なる騎士領所有者を指すので、必ずしも獨逸現行分類の土地面積のみによつてこれを解釋してはならない。敘述の重複を招くが、この制度はとかく富裕な・教養ある人々がその所有者であるから、農業經營の指導に際しても惡しき舊慣を廢し、進んで科學的合理的な經營を行ひ易く、その豊なる資本力は生活必需品並に生産用品の購買農產物の販賣等に於ても、小農に比し遙かに有利であり、純収益を擧ぐることも多い。こゝでは、氏の數へたその他の有利な諸點を列舉する煩を避けるが、たゞ一つ注意したきはかれがセイの所説に賛して、大農が小農に較べ人口包攬力の大なるは専ら過剰の農產物に基くと説いたことである。一かゝる過剰の存在は勿論

あらゆる進歩せる教養の維持に缺くを得ない條件となつてゐる。」(S. 416f.) だが

これは小農には望み難い。然らばかかる大農地の存續は如何に行はれるか。それはかかる過剰の農産物の仕未にあるとされるが、この消化は國內に於ける工業人口の消費にまづか、或は農産物の輸出によつて行はれなければならない。(S. 417) 後の場合に就て考へる。資源・風土ともに惠れざる國の農産物の輸出は他の強國との競争に劣敗の苦みをなめることがある。かくの如き販路の不安と、それに伴ふ農産物價格の下落傾向は輸出關係耕地の所有者の利潤を減少せしめるし、續いて農業労働者の賃銀の低下を呼び起すに至らう。また前者に於ては、農産物の購入者は工業人口である。逆に工業品の顧客は農民大衆であるかといふとさうではなく、これら購買力少き人々の内に製品の販路を求むるは策の上なるものとはいへない。何故ならば「一切の土地の資本利子と地代の收得は少數個人の手中に握られてゐる」から。かゝる事態は工業をして多少の不利を冒しても製品の輸出を計慮せしむることになる。従つて、有力なる國內市場を有せざる工業生産は健全なる地歩をもつものとは稱し難い。(S. 418) かく、土地の分配が少數の土地所有者に歸屬するは氏の採りざるところである、よく英吉利經濟學者が大農の經營は資本集約的で、その容易なる資本の投下は進歩せる技術の應用を可能ならしむると説くが、一これはすでに指摘したところである——氏によると、この議論は英國に於ては確かに正しい、併し歐羅巴大陸にとつては、然りといふことはできぬ。こゝでは理論はとにかく、事實大農の威大なる資本集約も中小農のこれに對應する勞働集約あるによつて、さほど效果多しとは考へられぬから。

また、小所有制は同一面積に於て大農より、より大なる總収益をあげるといふがこの種の經營の前提は農民に土地が當初に所有されることでなくてはならぬ。若しもこの條件に缺くるところあると、その結果土地の分割と譲渡が行はれ、農業經營は過小農のそれに化する惧れれなしとしない。土地所有の細分が極度に行はれ、その結果その土地の上に生活する家族の勞働力がも早や十分に利用せられないこと」になる。(S. 454) この場合には、極端なる勞働集約が行はれ、年々同一農地に同じ栽培方法が繰返され、結局掠奪耕作が營まれる。この結果農産物の

減収を來し、飢餓と因作時に於ける過剰人口の危険をひき起さう。(S. 445)

かかる状態の出現を喰止める方策として、國家は須らく土地の細分を阻止し、その反面大農制による極端なる土地兼併の弊起らざるやう注意しなければならない。かくて、ベルンハルディは大農・中農・小農の混在を理想とし、而も「この混在に於ける 中農 (ミダラ) の支配的なを政治的・經濟的に最も健實なるもの」と見るに至つた。これこそ獨逸學問が英吉利人が大所有制、佛蘭西人が小所有制を説くに對し、朗かに社會に決定的の利益を齎らす望ましい狀態なり」と主張するところのものであつて、「この状態に於て、生産は多面的且つ大なる發達を遂げ分離は最も公平に、同時に高き文化目的の達成を促進し、國民の食糧を確保せしめる」に至るのである。(S. 455)

かくて、氏は原則的に國家は社會の一般的の利害の代表者として、經濟生活の全般に亘つて意識的に整序的且つ規制的に行動すべきであるとし、農業に關する限り、「土地の所有及び利用の關係は全體の幸福と繁榮に役立つやう構成する」義務があると述べてゐる。(S. 655) 最も健全なる國民經濟は大中小農の適當なる混在のうちに成立し、農業生活の要點は特に農民の數と實力に依存する。かくてベルンハルディに於ては農民の利害は農業政策の中心問題として取扱はれるに至ることになつた。

## 五

最後に、ベルンハルディの國家・經濟思想の學說上並びに現代に有する意義を考へよう。この小文の冒頭に明かにした如く、かれは最近まで「忘れられた經濟學者」の一人とされてゐた。この間、ロッシャアがかれを「露西亞=獨逸學派」に數へたにすぎないことは既に述べたが、これはベルンハルディの主著がベーラースブルグで書かれた機縁に基いてなされた分類に外ならない。(W. Roscher, Geschichte der Nationalökonomik in Deutschland, Zweite Auflage 1924, S. 1040) ロッシャアが氏をストルレ、シユレーザ、カントクリン等の人々と共に一學派を構成したと記してゐるのは實のところ疑問とされてゐる。また一學派をなしたと

しても、かれをセラファイムが前掲論文で指摘したやうに、」の學派に歸屬せしむる理由にはならない。かれの主張は飽くまで「獨逸精神の產物」(ハウラス)とみられねばならぬ。(H. Harras, Theodor v. Bernhardi und die politische Ökonomie, Schmollers Jahrbuch, 60/2 1936)現に、かれも亦自己の體系が獨逸形而上學の影響の下に立つてゐるかの如き口吻を洩らしてゐる。例へばスマス學派が「労働者の需要」に毫も顧慮せざりし事情と異り、獨逸經濟學がそこには重點をおくば、"Was soll deutsche Metaphysik den Engländern, die sich mit grossem Stolz praktisch nennen ?." (Grundgegentum, S. 311) と皮肉つてゐる。」の點はアダム・ミコラアじめフライドリッヒ・リストにも共通するところで、前者はシエリングの有機的自然哲學から、後者は深い哲學的素養を受けたわけではないが、獨逸の國民的統一のためにその一生を捧げたものといわれ、かれに於ける國民は經濟の支持者として精神的單位であつたことを記憶せられねばならない。

いま、ベルンハルディとこれら二者との關聯を見るに、かれはミュラアと共に國家觀に於てはほど同様な信念を吐露してゐる。ミュラアが國家を以て「人事の總體であり、一の生命ある全體に對する人間の結合である」とみ、また「すべての理念の永久に活動する領域である」と規定せしはベルンハルディの國家の繼續性の原則に對應するものである。たゞ、農業論に於てミュラアが當時シユタインハルデンベルヒの農制改革に就て表明した如き封建制復讐の如き反動的態度に出ずることなしに、ベ氏は現實の考察に出發して、國本の基礎は前述の如き騎士領大地主に配するに適量なる中小農の混在にあるとした。また、リストと共に、國民又は國民的國家の統一に關する點に就て矢張り共通の考へを抱いてゐたことは事實で否定し得ないが、經濟論としてリストが主に商業政策的見地に立てるに反し、かれは農業政策的立場を固守したのである。これは明かに兩者の關稅に對する議論に反映せずには措かない。リストがその國の工業の振興のために工業關稅の創設を主張したに對し、ひとに労働者の生活狀態を犠牲にしてまでの工場制度の發展は慎重に考究すべきであると獎め、退いて穀物關稅の設定こそ緊急事なりとした。更に、かれが國民所得の分野に就て國家權力の干渉を期待したのは講壇

社會主義者の先驅者の一人としての名譽を荷ふべきであり、且つその演繹的・歸納的研究方法に至つてはカアル・クニースに比する人すらある。(ディイル) いづれにしても、かれの地位は獨逸浪漫派と前期歴史派との中間に位すべきもので、所謂獨逸型的經濟學者の一人であつたといへる。(特に、ベルンハルディの母はかの浪漫派の詩人ルウトヴァッヒ・ティイクの姉妹ゾフィーであり、かの女は一八二二年に「フロオレとブランシュフレヨエル」を出したことを記憶せられたい。ゾフィー・ベルンハルディ・フォン・クノーリングに就ては茅野氏「獨逸浪漫主義」二二四頁をみよ。)

然らば現代との交渉はだらであらうか。現代の獨逸經濟學に於ては、屢々他の機會に説いた如く、ナチスの政權獲得以來自然科學的・數學的方針が後退し、それに代つて非合理的色彩を多分に享する新浪漫派或は理解的方針が勢力を伸ばすに至つてゐる。併し、それらも個々の經濟理論を完成成就したとはいへなく、僅かに方法論的基礎附けが確立した丈けである。ところが、これらの方針では必ず經濟の歴史的・社會的特質が問題となり、國民的存在としての經濟を如何に理解すべきか、最初の課題となつてゐる。」のために、リストの「國民的體系」(F. List, Das nationale System der pol. Ökonomie, 1841) やミュラアの「政治學」(A. Müller, Elemente der Staatskunst, 1809) などがその思想的模型として再認識せられることになり、惹ひてベルンハルディも現代的脚光をあびるに至つたと解される。殊に、かれが國民の慾望充足經濟を重視し、個人の利己心を排して國民共同體の利害を前面に齎らしたり、若くは經濟政策の判定はすべて國家の利害に結合してなすべきであると主張せしたことなど、ナチスの經濟觀と一脈の關聯ありとみられるといふである。

右は滯獨中通讀したかれの主著と前掲のハウラス及びセラファイム、(Serafin, Deutsche Staats- und Wirtschaftsdenken. Archiv f. Rechts- und Soziophilosophie, 1934) 八木芳之助博士(「農村問題研究」所載)の論文を参考して書いた「」とを茲に附記しておきたい。

# 國家承認の所謂

## 「相對性」に關する吟味

—第三國に對する法的意味に關する一論證—

助教授 川上敬逸

本稿は昭和十一年九月の公法研究會の席上に於て疑問として提出し、種々此正を仰いだ卑見の一部を纏めたものであるが、一異論を提唱するものたる點に於て、その論證の不適當乃至不充分について、一層危惧なき能はぬのである。

### はしがき

所謂國家承認の制度的意味の吟味に基いて、筆者自身も建設的效力説に立ちつゝ、しかし所謂「國家承認の相對性」に關して同じく建設的效力論者によつてなされる從來の認識に若干の欵義を差し挿み、私見として第三國に對する國家承認の法律的意味の存在を主張せんとの意圖の下に、その論證の一場合として、國家承認の効果たる被承認國家の國際法上の國家としての主體性（私の所謂一般能力）の中から、單に戦時主體性のみを抽象して、或は國家承認制度の趣旨にかへりみ或は交戦團體の承認との比較検討を試み、或は中立の概念に鑑みて、その對第三國的意味を吟味せんとするものである。

### 一 國家承認に關する問題概說

一 國家の承認の問題は國際法上の制度に關する問題である。承認の制度そのものゝ存在については爭を存しないが、制度の内容に至つては異説紛々として未だ決するところを知らない。けだし、それは國家の承認が國際慣習法上の制度たることに基くとも、承認が點示的にも行はれ得ることにも基くものであらうさて、國家承認の語の實際の用法についてみると、凡そ、それは根本的に異なる

二個のものに分ち得るが如くである。即ち、通常それは國際法團體の成員たる國家——従つて、既に一般國際法上の（而して私の所謂）一般能力者たる國家——が、未だ國際法上の主體としての國家にあらざる國家を「國際法上の主體たる國家」——即ち一般能力者として承認する場合——を指示するが如きも、或は之と異つて、單に國際法團體の成員たる國家が、他の國家について「既にそれが國際法上の主體たることを宣言し、爾後之と具體的に國際的乃至國際法的交通關係を開始すること」を指示する場合をも存するが如くである。而して、前述の國家承認に關する争は、所詮之を右のいづれに解するかをその爭點とするものであると云ひ得るのである。

國家承認を以て「國際法上の主體たる國家として承認すること」であるとなす見解は、國家承認に關する通説とも呼ばれるであらう。それに従へば、國家はその成立によつて當然に國際法上の主體たることなく、そのためには、別に既に國際法團體の成員たる國家によつて「國家の承認」が行はれることを要すとせられ、従つて、その效力は、未だ國際法上の主體にあらざる國家をして國際法上の主體たらしむるにあるとされる。この意味に於て、通説は又建設的效力説とも呼ばれる。然るに、國家承認を以て通説の如く解せず、國家はその成立によつて當然に一般國際法上の主體たり得るものとなし、従つて、被承認國家の國際法上の主體性に關する限り、所謂國家承認行為は單にその國際法上の主體たることを宣言する行爲たるに過ぎずとなす見解は、かの建設的效力説に對して宣言的、効力説（<sup>1</sup>）と呼ばれる。しかしながら、この見解に於ては、國家の承認を以て單に被承認國家の主體性の宣言に盡きるとなすことなく、それは又「具體的に國際交通關係の開始せられることをも意味するものとせられ、この意味に於て、國家の承認は宣言的效力説によれば無用なり」との建設論者よりの非難は正鶴を得たるのではないとせられるのである。

右によつても明かなるが如く、建設的效力説と宣言的效力説との根本的の相違は、被承認國家の主體性に關する限り——畢竟承認前の國家（未承認國家）の國際法上の地位に關する見解の相違に基くものである。それ故に、國家承認に關する争は承認前の國家の地位を焦點とするものであるとも云はれるのである。

二 従來、國家の承認に建設的效力を認むる學者は、同時に又所謂「國家承認の相對性」を説き、從つて又國家承認の相對的效力を主張するのが通常である。然るに、最近、同様に建設的效力説を支持しながら、從來所謂承認の相對性を否認せんとする見解が生ずるに至つた。それに従へば、「國家の承認」は一般國際法の規定に基いて行はれるものであり、而して、一般國際法は國際團體の全體に於て行はれるものなるが故に、一國によつて承認せられたる國家は當然に國際體内の爾餘の國家に對しても、亦國際法上の主體たる國家となるに至ると解せらるべきであると主張される。

三 他方、建設的效力説と宣言的效力説との争は、同時に又國家承認行爲の法律的性質に關する争となつて發展したともみることが出来る。通説は、國家承認行爲の法律的性質に關しては、之を雙方行爲なりとする見解と、反対に一方行爲なりとする見解とに岐れる。而して、建設的效力説の一般的傾向としては、雙方的行爲説より漸次一方的行爲説へと向ひ来れるものゝ如くである。然るに、宣言的效力説は右のいづれにも反対することによつて、銳意建設的效力説の誤謬を立證せんとつとめじる。

- 1) Anerkennung neuer Staaten, Reconnaissance des Etat nouveau, Recognition of new States.
- 2) Lehre von der konstitutiven Wirkung.
- 3) Lehre von der deklarative Wirkung.

## II 國家承認の所謂「相對性」の吟味

一 結論を先にして云へば、私見に於ては、宣言的效力説は國家間の實行に合致せざるが故に實證的國際法意識の見地から、之を否認するの外なしと解し、建設的效力説を以てむしろ現行國際法の實際に適ふものとなすのである。

然るに、從來の建設的效力説に従へば、「國家の承認」は相對的效力を有するに過ぎざるが故に、未だ承認を行はざる第三國に對しては、法的には何らの意味をも有することなしと主張せられる。固より、所謂「國家承認の相對性」については、實證國際法上之を認むるの外なしと思惟せらるゝも、しかし、實證國際法上

確認せられ得るところは、國家の承認は「未承認國家をして承認國家との間に相對的に國際法上の主體たる國家—即ち私の所謂一般能力者—たらしめる」と云ふこと以外の何ものでもない。國家の承認が相對的であり、從つて、その效力も亦相對的であるのは、この意味に於てあり、その限りに於て眞實なのである。故に國家の承認が第三國に對して法的には全然無意味なりや否やの問題は、本來國家承認の相對性の問題とは自ら別個の事柄に屬すべき筈である。重ねて云へば、國家承認の「相對性」は「國家としての一即ち國際法上の一般能力者たる國家としての」承認に關するものであり、從つて、國家承認が第三國に對して法的に無意味であるのは「國家として」の承認に關してである。かくて、國家承認の效力が相對的たることも、亦かゝる國家承認の當然の結果であると云はれる外はないのである。

二 さて、國家承認の相對性、從つて、又國家承認の相對的建設的效力の認めらるべきこと自體について異議を有せざること右の如き私見に於ては、かの絶對的建設的效力説に對して到底贊意を表し得ざるものである。何となれば、若しその云ふが如くんば、かゝる絶對的效力の發生せしめらるゝところの國家承認が、單に一國の任意に於て決せらるゝことになり、かくては、從來の國家間の實行とは合せざることとなるのみならず、その誤なることは現行國際法の國家個人主義的基調にかゝりみるも容易に察知せられ得るからである。若しそれ、その理由とせらるゝところに至つては、法の妥當の問題と法の效力の問題とを區別せざるものと評し得るものではなからうか、即ち特定の内容を有する承認に關する一般國際法規範が、國際法團體の全成員に行はれると云ふことゝ、承認の效力が相對的であると云ふこと即ち承認がかかる特定内容を有する一般國際法上の制度であると云ふ」とゝは、何故に矛盾でなければならぬのか。繰り返へして云へば、國家承認と云ふ制度が相對的と云ふ特定内容を有すると云ふことゝ、一般國際法が國際法團體の全ての成員に行はれる法であると云ふことゝは、何故に矛盾でなければならぬのであるか。進んで云ふならば、一般國際法が國際法團體の全成員に妥當する法規であると云ふことは、何故に一般國際法が國際法團體の成員以外のものにも妥當する事實を否定しなければならないのであるか。換言すれば、何

故に一般國際法上の主體が、獨り國際法團體の成員たる國家——私の所謂一般能力者<sup>(2)</sup>のみに限られねばならないのであるか。かくては、絶對的建設的效力論者の主張の一たる法主體の見解、即ち權利義務上體即法上の主體の見解と自家擴張に陥ることはないか。思ふに、その眞意の存するところ、或はそれが、建設的效力に關する通説に累されて、所謂國家承認の「相對性」を國家承認の第三國に對する法的無意味でふ獨斷に解するの結果、敢て所謂絶對的效力を主張せんとするものではなからうか。

三 之を要するに、私見に於ては、國家承認の「相對性」は毫も一般國際法の「一般的妥當性」と相容れざるものではない。何となれば、凡そ法律上の制度は各々當該制度に特有な内容を具有せるものであつて、それがかゝる特定内容を以て法主體に妥當するところにこそ、制度の制度たる所以が存すると考へられるからである。かくて、國家承認の「相對性」も亦國家承認制度の特定内容の一として妥當するのである。それによつて、一部承認國家は、承認を行へる國家との間に於ては一般能力者として認められ、而して、未だ承認を行はざる第三國との間に於ては、それが一般國際法によつて承認當事國相對的に一般能力者たることを認められたる趣旨相當の法的意味を獲得すべきであると考へられるのである。

1) 例へば、交戰團體の承認に關する法規は一般國際法規範である。しかし、交戰團體は國際團體の成員に非ることは説明を俟たない。

2) 國際法團體の構成員たる國家は、一般能力者たる國家（普通に所謂完全能

力者たる國家）であると解する。

### III 國家承認の第三國に對する法的意味の一吟味

一 以下は、國家承認の第三國に對する法的意味の全てに關する吟味ではない。それは、國家承認に基いて獲得せられたる被承認國家の相對的一般的主體性（一般的的能力）の中、戰時 戰爭法並に中立法上の主體性のみに關する考究である。

二 さて、一部承認國家が承認當事國間の關係に於て戰爭法並に中立法上の主體性を有することは、それが相對的に一般能力者たることの當然の結果である。從つて、一部承認國家と之を承認したる國家との間に於ける兵力による鬭爭狀態

が、少くとも國家承認當事國にとつて、國際法上所謂鬭争たることについて、一般に異論の存せざるところである。問題は、建設的效力説の通説が、所謂國家承認の「相對性」に基いて、その第三國に對する法的意味を全部的に否定し去らんとするところに一従つて、勿論被承認國家の交戰法規上並に戰時中立法規上の主體性を否定し去らんとするところにある。

思ふに、戰爭法上の主體たり得るものとしては、國家の外に交戰團體を存するのみである。然るに、右の場合にあつては交戰團體の承認は之を行ひ得ざるものと解する外はない。何となれば、交戰團體の承認の客體は革命によつて、或は地方的に分離獨立を企て、或は政府を顛覆して全國的に政權を把握せんとして、事實上の政府を有して中央政府（適法政府）と爭闘を行ひ、その實力によつて中央政府の統治を一定の地域に於て排除——即ち一定の地域を占據一せる叛徒の一體であるから、右の如く、最早國家の承認を経たる一部承認國家については、交戰團體の承認の問題は生ずる由なきものと解せられるからである。果して然らば通説の立場に立つ限り、被承認國家と承認を行ひたる國家との間に於ける戰争は之を以て第三國に對抗すべき如何なる方法をも有し得ないこととなる。

去りながら、思ふに、かくの如きが一般國際法上所謂國家承認制度の趣旨であらうか。國家承認の「相對性」は、國家承認制度の趣旨に迄抵觸し得るものであらうか。而して、かくの如きが「相對性」の眞の意義なのであるか。次に、その然らざる所以を検討せんとするものである。

三 交戰團體の承認が適法政府によつて行はれる場合についてみると、通常それは仔細の交換又は叛軍に對する交戰國同等の待遇の如き默示的方法によつて行はれる。之によつて、叛軍は交戰法規上の主體としての地位を一當該戰争に關する限り、從つて一時的に一獲得するに至り、從つて同時に、一切の第三國は中立國となるに至る。云ふ迄もなく、中立<sup>(2)</sup>とは戦争との關係より觀たる、交戰者に対する非交戰國家の地位である。故に、一切の第三國が交戰當事者雙方に對して、中立國の權利義務を有するものなることは言を要せぬところである。之を要するに右の如き適法政府による一方的行爲は交戰團體の承認として、一切の第三國に對する關係に於ても、當事者間に於ける戰争の存在と第三國の中立國たる地位と

を同時に設定するに至るのである。即ち、之によつて、叛徒の一體は當事者間に於ては戰爭法規の適用を、第三國との間に於ては中立法規の適用を受くることとなるのである。

適法政府の一方行為の結果たる交戦團體の承認に基く戰争にして既に右の如くである。然るに、國家承認に基いて認められ得べき承認當事國間の戰争に關して何故にその第三國に對する法的意味が全然否定されねばならないのであるか。固より、交戦團體の承認と國家の承認とは、各々異なる趣旨の存することは當然であるが、しかし兩者の間に、各制度固有の趣旨に基く相違以外に於て、或共通點の存することも亦同時に認められねばならないのである。故に、かゝる共通點を無視するが如き解釋の不當なるは勿論、該制度の趣旨に悖るが如き解釋に至つては到底之を認め得ざることころである。

かくて思ふに、少くともその戰時主體性に關する限り一時的たると否とを除いては一國家承認も交戦團體の承認も何等異なるところはない。兩者の主要相違點は前者が他の國家について後者が自國內の叛徒の一體について行はるゝことの相違に基いて、後者が前者に於ては問題とならざる叛徒の行為による第三國乃至第三國民に對する損害について、適法政府の責任を免れしめんとするところにあるに過ぎない。然らば、兩制度間に存する戰時主體性の承認に關する限りの共通點は對第三國的に如何に解せらるべきであるか。第一に、一般國際法が戰爭法の適用によつて國家承認當事國間に於てすら避けんとする鬪の悲惨なる結果について第三國との間に中立法の適用なしとせられるが爲に之を一層増大せしむるが如き危険なる解釋は國家承認の眞の解釋と看做さるべきであるか。第二に、通常例へば、叛徒との間の俘虜の交換又は交戦國同等の待遇の如き適法政府の默示的行爲が、交戦團體の承認としての特別能力者の成立を意味し、延いては第三國をして中立國たらしむるにかゝらず、相對的にもせよ國家として的一般能力者の成立を意味し、從つて、その後に於ける當事國間の鬪闘は當然に戰争として認めらるべきところの國家承認の意思表示が、何故に第三國として中立國たらしめないのであるか。第三に、抑々中立とは戰争より觀たる、交戦者に對する第三國の地位たることは前述の如くである。かくて即ち、戰争に參加せざる第三國はすべて中

立國である。故に、中立とは當事者間の戰争によつて設定せらるゝ第三國の地位である。果して然らば、何故に交戦團體の承認に於けると同様に一般國際法によつて一しかし一般能力者としては相對的にはあるが一交戦主體性をも有する一部承認國家とその承認を行へる國家との間に於ける戰争のみが、非交戦者たる第三國をして中立國たらしむることなしと解せねばならないのであるか。以上の如きは、國家承認が一部承認國家とその承認を行へる國家との間の鬪闘について戦時主體性をも認めたる趣旨にも適せず従つて又、一部承認國家とその承認を行へる國家との間の鬪闘については之を戰争として認むる趣旨にも合せぬのである。のみならず、同じく一般國際法上の制度たるにかゝらず、而して又兩者間に於ける共通點の存在にもかゝらず、交戦團體の承認と國家の承認との間に理由なき差異が附せらるべきではない。更に又、一般國際法が一部承認國家について交戦能力をも認め、従つて承認當事國間の鬪闘については交戦當事者間の戰争として認むるにもかゝらず、かゝる戰争に參加せざる第三國は何ら中立國なることなしとなすが如きは、國家承認制度の趣旨にあらざるのみならず、實に又、中立の概念に即する所以にもあらぬのである。

こゝに於て、國家承認は被承認國家に對して（相對的には一般主體性を）絶對には戰争法並に中立法上の、いはゞ特別主體性を附與することを、國家承認の第三國に對する法的意味存在の論證の一試圖に基いて主張せんとするものである。

### 1) Kriegspartei, Partie belligerente, Belligerent Community.

2) 適法政府による承認の外に、第三國による承認がある。しかし、兩者は各々その目的を異にし、その條件（並に效果を）を異にする。のみならず、後者は前者の如く適法政府（即ち當事者）の一方行為に出づることなく、第三國の發意に出づるものである。故に、國家承認の如く承認を行ふ國家の一方的行爲の第三國に對する意味の吟味を問題とするこの場合に於ては第三國の發意に出づるものなる上に、條件上の制約のために一切の第三國の行ひ得るところにあらざる後者については、之を考察するの要はないのである。

### 2. Neutralität, neutralité, neutrality

# Norman Conquest の

## 英語々彙に及ぼせる影響

助教授 八 鳥 治  
一

はじめにことばあります。

その昔、各國の代表が神様の前に召集され、それぐの舌（言葉）を賜つた。彼等が將に退場しようとする時、英國の代表が駈附けたが神様はもう與へる舌を持たないので當惑した。そこでもう一度各國の代表者を呼戻して相談した結果、各國の舌を少しつゝ切つて英國の代表に與へることになつた。かゝる故に英語には各國語の要素が多分に含まれてゐるのである。といふ荒唐無稽な話が言語學の芽生えんとする頃には、いとも眞面目に考へられたものである。斯の如き「言語の神授説」が生れる程に英語の中には外來語要素を夥しく包含してゐる。その内で最も英國人の生活に思想に文藝に根本的な影響を與へたもの、横顔を覗いて見ようと思ふ。

フランスと英國との密接な關係は Edward the Confessor (1042—1066) の時に初まり、彼の死後王位繼承問題に關して一〇六六年 Normandy 公 William は英國を攻めて征服し、同年のクリスマスの日をトし

時からである。

以上の如き寔に混沌たる言語の動搖に光明を與へ、無統制な英語を思ふ存分統一驅使して、標準英語を確立せる大人物は文豪 Geoffrey Chaucer (1340?—1400) である。當時、教養ある人々は好んでラテン語乃至フランス語で物を書いたもので、チョーサーも同じくフランス文化、特にその文學とイタリア文學の洗禮を受けたにも拘らず、敢然として英語を自己の作品に使用して、英文學獨自の作風を生み、英文學を世界的水準まで高めた姿、まさに英文學「曉の明星」であり、近代英語の一大恩人である。

Norman Conquest が直接・間接に英語の性格に與へた影響は大きく、中でもその語彙を豊富にし、英語の表現能力を增大した事は特筆大書すべきで、如何様な單語が英語に入つたかといふことを詳細に研究することは當時の文化・制度・學藝及び社會情勢を知る上に、必要缺くべからざるものである。のみならずその語彙を母胎として今日の英吉利文化を築き上げて來た事を考へる時、尙一層その感を深くするのである。次に簡単な分類を試みる。

一、武士道に關する語、  
charity, chivalry, courage, courtesy honour, pity, virtue, etc.

### 二、宗教に關する語、

angel, baptism, church, clergy, clerk, cloister, miracle, paradise, sermon, service, etc. (サーキスは日本語化して色々の意味を持つが、原義は神への奉仕=勤行である。)

○

て英國王となる。これを Norman Conquest といふ。この征服の直後、英語（古代英語又はアングロ・サクソン語といふ）は相變らず一般民衆に依つて話されてゐたが、公的——宮廷・城中・學校・教會・法廷——にはノルマン佛語 (Norman French) が使用された。従つて英語は上流社會の又文藝の言語から下層社會の言語へと轉落した。この二つの言語が大アーリテン島に相並んで榮え、所謂 Bilingualism の狀態を現出した。この様な言語の不安定な狀態は、英國が一〇二四年 (King John) に Normandy を失ふまで續く、大陸と交渉を絶つた英國内には、一種特色ある言語 (Anglo-French) が發達した。この中には既に多數のノルマン佛語を持つてゐる。然して當時ヨーロッパに於ける學問、藝術の中心は巴里（特に巴里大學）であつたから、中央フランスとの交通が頻繁となり、且つ英國内に佛文學翻譯が流行したのと相俟つて

この時期 (1250—1350) には巴里の中央佛語の影響をうけたことが見られる。しかし再び英語が、下層階級の言語から國語としての地位を取戻すに到つたのは一三六四年 (Edward III) 國會が英語使用を決議した

### III. 法律に關する語

assize, bailiff, crime, court, damage, debt, heritage, judge, justice, marriage, plea, prison, suit, etc.

法律の術語は特に "Law French" と稱し十七世紀の終りまで法廷に使用された。

### IV. 戰争に關する語

armour, arms, banner, battle, captain, colonel, company, enemy, force, lieutenant, officer, soldier, standard, tower, war, etc.

### V. 政治、行政に關する語

authority, country, crown, emperor, empress, estate, government, minister, nation, parliament, people, power, realm 〔〕れと相並んで英語固有の kingdom 〔〕 reign, royal, sovereign, etc.

但し、king, queen は英語固有の語である。

### VI. 親族關係の語

aunt, cousin, nephew, niece, uncle. 但し、father, mother, brother, sister は英語固有の語である。又 father-in-law 等の複合詞は英語固有の語を結合したものであるが、佛語を逐字譯したものである。

### VII. 呼びかけ、感嘆詞

adieu, alas, madam, master, mistress, etc. 但し、lady, lord は英語固有の語。

### VIII. 種類上關する語

baron, baroness, captain, chamberlain, colonel, constable, count, countess, duchess, duke, marquis, marshal, noble, officer, peer, peerage, squire, viscount, etc.

但し、knight は英語固有の語である。爵位の種號は earl お除じては全部佛語、しかるべく earl の女性形の佛語である。

次に英語の語彙を豊富にした他の作因を言語學の術語に依りて分類すれば、

### 1. Doublets.

同じ語根を有する語が、一はノルマン佛語から、他は巴里的中央佛語から直接に入つた場合に違つた意味を持つ二語となる。

chase (C. F.) — catch (N. F.), chattel — cattle, lance — launch, guardian — warden, gage — wage, etc.

註、ノルマン佛語の C. W は各々中央佛語の C. L. に當る。尚次の如き gentle — gentle, motive — motif は Doublets で各々後者は前者より後期に英語に入った事をアクセントの位置に依つて知ることが出来る。即ち英語のアクセントの原則は第一音節にある。古き時代の外來語は英語本來のアクセントの原則に支配され後期の外來語は佛語のアクセントを持つ。

Synonym. 英語にある單語と同じ意味内容を持つ佛語が同時に存在する。例くば stool (E.) — chair (F.), town — city, work — labour. の如くである。

Synonym に於ける英語は原始的で且つ深い傳統を持つてゐるが故に、英本國人の心に近く、外來語は一般に洗練されではあるが、形式的である。hut — cottage, help — aid, deep — profound, etc.

able, age, air, cry, ease, face, hour, pass, river, use, very, voice, etc.

### IX. 服装に關する語

cloak, coat, costume, dress, garment, gown, robe, etc.

### X. 食事に關する語

dine, dinner, feast, fork, napkin, plate, sauce, sausage, soup, table, etc. 比較的質素な朝食は breakfast が英語固有の語である。

### XI. 狩獵、娛樂に關する語

cards, comfort, chase, delight, dice, falcon, quarry, joy, pleasure, sport, etc.

但し、hunt は英語固有の語である。

### XII. 建築に關する語

arch, castle, chapel, choir, cloister, column, manor, mansion, palace, pillet, porch, etc.

### XIII. 封建制度に關する語

feudal, fief, homage, liege, vassal, etc.

### XIV. 家具に關する語

bottle, butler, carpet, chair, furniture, lamp,

lantern, etc.

### XV. 職業に關する語

barber, butcher, carpenter, draper, gracer, mason, painter, tailor, etc.

但し、baker, fisherman, miller, shepherd, shoemaker, smith, weaver 等比較的身分の低い職業の名は固有の語が殘る。

### XVI. 一般日常語

動詞に於いて、外來語は文語に用ふ。

begin — commence, hide — conceal, feed — nourish,

look for — search for, etc.

附記。我が國語に於ては、牛と牛肉を區別するから

ox, beef の區別は珍らしく感じないが、古代英語

及び佛語に於いては牛も牛肉も同じ字を使ってゐ

たのである。しかるに Norman Conquest 以後は

W. Scott (1771—1832) の小説「アイバンホー」

の作中の人物が、生きりぬて世話をかゝる時は古

代英語 ox で肉にして贅澤な食卓にのぼるときは

佛語 beef となると皮肉つてゐる如く、Synonym

として存在すべき語が異つた意味内容を持つて到つた。この意味に於いて次の例は歴史的な話題を持つものである。

ox (E.) — beef (F.), sheep — mutton, calf — veal, swine — pork, deer — venison, etc.

その他これに類するものが blossom — flower.

### III. Hybrids.

英語と佛語などが結合して一語をなす「混成語」である。

〔フランス語+英語の接尾語〕の例、

beautiful, artless, dukedom, cousin, falsehood,

courteous, fairness, etc.,

〔英語+フランス語の接尾語〕の例、

shepherdess, forbearance, shortage, etc.

」の様に、自國の語幹に他國の接尾語を附ける

」とは言語學上珍らしく、英語の自由性を遺憾なく發揮してゐるものとし得る。

### IV. Derivatives.

佛語から來た due を分化して英語は duty を

生む。この duty に相對應する佛語は存在しない

(い) 更に英語は duty から dutyful, dutiful, dutifulness, dutiless へ分

dutied, dutiful, dutifully, dutifulness, dutiless へ分

rancy, guaranty (action) — guarantee (person),

etc. 尚、單語の「形態」「發音」「アクセント」へ

の影響も考察すべしであるが、これは省略す。

## 唐松岳にのぼる

田邊信太郎

林すきて川ぐにいじぬこにして雪の遠巣のはるばるとみゆ

以上の一節は、主として一〇六六年より一四〇〇年までに英語に入ったものの中、極めて單純な單語を拾つたのである。これに依つても大略想像出来る様に Norman Conquest の結果、英國はヨーロッパ大陸に滔々と流れてゐた文化の主流に直面した爲め、その流れに麗しく咲き競ふ文化の花が澎湃として英國に入つたのである。そしてその通路はやがて文藝復興の又近代科學の果實を英國へ運ぶ通路ともなつたのである。

更に語學的には、この Norman Conquest の洗禮を受けたことに依つて、近代英語の一大特徴である、あの男性的な「簡潔・自由性」へ力強く伸びんとする基礎を置かれたともいぐるのである。

岩ケ根に吹雪さけつゝおのが身のぬくみをひたにいたはりにけり

吹雪ゆゑひと日こもり一山小屋の夕飯はむとて灯をともしけり

あかときの雲よこしまにくづれゆく雪山の小屋にめざめるかも

雪山の小屋にねたりてあさあけの窓べに汁をすゝりけるかも

星くらく樹木なみたつ雪山の裾べしらじら夜はあけにけり

小屋いでて尾根べいゆけば氷にこゝる雪さむさむと夕日赤しも

いつさんあひに峠におりきてふりさけば吹雪なるらし頂みえず

# 學　　內　　報

## 校　　友

第三學期授業終了

### 卒業・進級試験日割

部 別 授業終了 試験期間

大學各學部第三學年 一月廿五日

同 第一、二學年 二月十日  
至三月十八日

大學豫科第一豫科三年 二月十三日  
至二月廿七日

同 第二豫科一、二年 二月廿七日  
至三月四日

專門部第一部第三學年 二月廿一日  
至二月十六日

同 第一、二學年 二月二十日  
至三月十一日

專門部第二部第三學年 一月卅一日  
至二月十九日

同 第一、二學年 二月五日  
至三月九日

### 臨時協議員會

一月九日午後五時より新大阪ホテルに於て臨時協議員會開催、協議員一名選舉の結果満場一致を以て法學博士神戸正雄氏當選した。

### 國語漢文科

### 文部省檢定試驗

豫て専門部文學科國語漢文專攻科卒業生に對し中等教員國語科無試験檢定申請中の處、二月四日文部省よ

内堀憲太郎君(大五 専商) 大阪株式取引所、住所北區  
堂山町一四

堯賀 勝平君(大六 專法) 京都府參事會員、住所京都  
市上京區油小路北大路上ル

馬場 弘道君(大六 專商) 東區高麗橋五丁目萬年社營業部

清瀬 英一君(大六 專商) 直輸商、馬場弘道商店經營

正木 公雄君(大八 大法) 大阪市電氣局電燈部扇町營業所長

中村八十二君(大八 專法) 任臺灣總督府事務官、總督官房法務課長、住所臺北市千歲町二丁目官舍

梅田 鶴吉君(大二二 專法) 編護士、住所德島市寺島町廣實 郁雄君(大二三 專法) 計理士、住所西區西道頓堀通四丁目一三

土方 二男君(大二三 專法) 福岡縣飯塚市上三緒、上三緒鑄業所

黒田 浩君(大一四 專商) 大阪市經理部調度課用品係

(舊姓賜尾) 長 日屋根安島君(大二 專法) 住所神戶市林田區蓮宮通二丁目四九

山口 友吉君(大三 專法) 地方警視、那霸警察署長

澤邊金三郎君(大三 專法) 京都市地方裁判所判事

河原 政治君(大一五 專) 神戶市葺合區役所戶籍係

谷原九三藏君(昭二 大法) 神戶市灘區役所稅務係、住所以及所灘區大内通五丁目八八

清水 萬次君(大三 專法) 警視廳蒲田警察署長

勝木 隆亮君(大三 專法) 河原政治君(大一五 專) 神戶市葺合區役所戶籍係

前田惣之助君(大三 專法) 大阪市保健部退職

藤田 嘉文君(大三 專法) 網島署退職

廣岡龜太郎君(大三 專法) 静岡縣掛川署退職

立野 忠善君(大四 專法) 新京特別市公署經理科

り試験官來學、第三學年生徒の學力検定試験があつた。

がくほう抄

- ▼ 新年宴會 一月八日電氣俱樂部に於て關甲及二商、同十日あし家に於て職員、十七日新大阪ホテルに於て教授講師の新年宴會があつた。

▼ 經商研究會 十二月十六日（水）天六學舍に於て講師佐伯三郎氏の「徳川時代に於ける大名と町人」と題する研究報告あり、一月二十六日（火）天六學舍に於て教授西村勝太郎氏の「勘定學說を中心として會計學成立の理論的條件」なる研究報告があつた。

▼ 中谷敬壽教授 昨年十一月より實施せられた思想犯觀察保護法に基き舊職司法省辭令（十二月十六日附）を以て思想保護司を嘱託された。

▼ 新町德之教授 冬期休暇中「日本に於ける支那哲學論理思想史研究の現狀」調査の爲和歌山、徳島、高知、香川、愛媛、大分、松江、鳥取の各縣地方を旅行した。

▼ 大山彦一教授 一月二十四日大阪府齒科醫師會主催記念講演會にて「現代ナショナリズムと社會問題」、一月二十七日友和クラブ別館關大O・Bクラブに於て「現代ナショナリズムと南進論」の講演をなした。

▼ 内多精一教授 區劃整理の結果住所地名改稱  
京都市上京區室町通北大路上

▼ 木村健助教授 京都市外向日町住宅地に轉居

▼ 龍野健次郎講師 京都市外向日町住宅地に轉居

▼ フィンチャヤ講師 兵庫縣武庫郡精道村芦屋平足一〇二に轉居

▼ 近藤英吉講師 京都市左京區北白川下池田町九二一に轉居

電上五八九六

野崎	正雄君(昭三 大法)	警部補、今宮署	神戶市土木部運輸事務所長
田中恒次郎君(昭三 大法)	警部補、今宮署	神戶市立護院	住所林田區池田谷川二〇七
赤尾	保君(昭三 專法)	神戶市兵庫區役所庶務係	井上 忠夫君(昭六 專商) 川崎造船所材料部購買課
桂	昌後君(昭四 大法)	警部補、鶴橋署	住所神戶市灘區篠原中町五丁目マヤハウス内
尾崎	米一君(昭四 大法)	警部補、玉造署	大森 幸造君(昭六 專商)
氏林	嘉一君(昭四 專法)	大阪海上火災保險會社	築地 藤一君(昭六 專商) 大邱府內唐洞一二〇七、嶺南學園
加藤	義一君(昭四 專經)	西區京町堀通二丁目五、不動時銀行西支店	吉森 岩君(昭七 大法) 神戶市林田區役所庶務係、
岩成	隆久君(昭四 專經)	神戶市神戶區役所會計係	住所須磨區庄山町三丁目四一
廣瀬	義雄君(昭五 大法)	奉天小東關、軍政部被服本廠軍需上尉	三木 忠章君(昭七 大法) 香川縣立坂出商業學校教諭
西田	利廣君(昭五 大法)	警部補、市岡署	住所香川縣綾歌郡坂出町東新濱
古川	親君(昭五 大法)	警部補、岡町署	富岡 孝一君(昭七 大法) 大阪府警察部外事課
阿部	一雄君(昭五 大經)	大阪府刑務所庶務課、住所堺市田出井町官舍	二口 貞信君(昭七 大法) 大阪府警察部保安課
緒方	基則君(昭五 事法)	大藏省主稅局、住所東京市目黑區下目黒四丁目八五一	吉川 平治君(昭七 大法) 曾根崎署
賀木	敏英君(昭五 專商)	大阪貯蓄銀行船場支店、住	赤野 正男君(昭七 大法) 網島署
川	梅澤國太郎君(昭五 專經)	所東淀川區今里北通二丁目三〇	(舊姓倉田) 濑江 繩夫君(昭七 大法) 大阪府警察部特別隊
池田	一郎君(昭五 專商)	神戶市葺合區役所庶務係、	吉田 正之君(昭七 大法) 市岡署
倉知	修君(昭六 大法)	警部補、天滿署	森田 春三君(昭七 大經) 泉尾署
山本	寛二君(昭六 大法)	住所漢東區多聞通六丁目一二四	藤野 泉二君(昭七 大法) 住所三島郡茨木町一〇七五宮本方
一六	修君(昭六 大法)	計理士、住所旭區森小路町	米富 康雄君(昭七 專法) 大阪府土木部茨木出張所、
三谷	久男君(昭六 大法)	松本 正隆君(昭七 專法) 網島署	松島與臺三君(昭七 專法)
桂	修君(昭六 大法)	神戶市葺合區役所庶務係、	谷口 靜雄君(昭七 專法) 神戶市經理課
山本	寛二君(昭六 大法)	住所漢東區多聞通六丁目一二四	橋本 秀雄君(昭八 大法) 東區北久寶寺町二、聯合紙
倉知	修君(昭六 大法)	計理士、住所旭區森小路町	穂島與臺三君(昭七 專法) 國際運輸奉天陸運部
山本	寛二君(昭六 大法)	神戶市灘區役所戶籍係	住所神戶市灘區役所戶籍係

器會社大阪營業所、住所西淀川區塚本町七五一 <small>(舊名末吉)</small>	金子 一廣君(昭八專二商)	久保 武嗣君(昭二〇專二商)
田中 清司君(昭八 大法) 警部補、鶴橋署、住所東成	九野 智君(昭九 大法)	河內郡高鷲村惠我之莊、德久方
古川 秀雄君(昭八 大法) 大阪市北區役所	兒玉市太郎君(昭九 大法)	網島警察署
喜多省三郎君(昭八 大法) 市岡署	鳥谷 貞一君(昭九 大法)	新町警察署
上田 荒君(昭八 大法) 大阪朝日新聞社九州支社、	吉田 角谷 文雄君(昭九 大法)	高麗警察署
木下 忠天君(昭八 大商) 大阪商船會社大連航路吉林	吉田 堅君(昭九 大法)	大阪府警察部特高課
細川 生男君(昭八專一商) 朝鮮龍山步兵第七十八聯隊	島橋 良一君(昭九 大法)	大阪府警察署
第二中隊	片岡 宏君(昭九 大政)	高津警察署
中村 正藏君(昭八專一商) 大平火災海上保險會社大阪	中村 興君(昭九專一法)	滿洲帝國錦州北鎮縣公署
支店、住所三島郡吹田町西奥町一〇九〇	荒金 宅治君(昭九專一法)	大分縣大分郡南庄內校、住
松浪 庄造君(昭八專二法) 和泉人絹會社	西尾 芳治君(昭九專一法)	所別府市北石垣
緒方 三郎君(昭八專二法) 九州帝國大學法文學部在學	冬木 伊作君(昭九專一法)	大阪市水道部
住所福岡市外箱崎町九州帝大寄宿舍	冬木 伊作君(昭九專一法)	神戶市立東山病院、住所灘
山上 實君(昭八專二法) 滿洲國海拉爾興安北省警備	井上 二郎君(昭九專一商)	區灘南通三丁目九六
軍司令部、陸軍軍法中尉	淺井 漢君(昭九專一商)	神戶市神戶區役所稅務係、
飯森 德秀君(昭八專二法) 高田歩兵第三十聯隊第十一	淺井 漢君(昭九專一商)	住所灘東區荒田町三丁目六〇
中隊	愛媛縣八幡濱市浦ノ浦	川上 清治君(昭一〇專二商)
播磨 武次君(昭八專二法) 臺北市樟山尋常小學校	藤崎民次郎君(昭九專二商)	廣島市蟹屋町、國際通運
森田 武芳君(昭八專二經) 朝鮮咸鏡北道清津府、清津	河井 福太郎君(昭一大法)	會社廣島支部
上野 政次君(昭八專二商) 大阪府賣藥同業組合、住所	河井 福太郎君(昭一大法)	京都市下京區四條烏丸東入
住吉區王子町一丁目一五	長崎 幸彥君(昭一二專二法)	ル東京火災保險會社京都支店
西本福之助君(昭八專二商) 亞細亞年鑑發行所神戶支局	松浦 孝君(昭一大法)	太平自動車會社、住所東京
久田見義男君(昭一二專二法) 大阪市水道部	中田 异君(昭一二專二法)	市神田區旭町三ノ三、山田商店内
	中田 异君(昭一二專二法)	○、宮川モスリン會社神府寮内
	千馬 謐君(昭一二專二法)	長崎 幸彥君(昭一二專二法)
	池上 直臣君(昭一二專二商)	高知地方裁判所檢事局、
	生島 普三君(昭一二專二商)	住所高知市田淵町二二〇
	生島 普三君(昭一二專二商)	中田 异君(昭一二專二法)
	戶田 義明君(昭一二專二商)	廣島步兵第十一聯隊第六
	播磨 航船所、住所兵庫縣	中隊第四內務班

赤穂郡相生町簸谷、山下寮

移 動

馬日 重則君(昭二 專商)	港區八幡屋松之町二丁目二	澤 寛一君(昭六 專商)	三島郡茨木町下中條二二三
森本 龍三君(昭三 專法)	奉天霞町五五	橋本 欣三君(昭六 專商)	旭區中宮町四八八
森 且盛君(昭三 專法)	神戶市須磨區下寺町四丁目	橋本 欣三君(昭六 專商)	南區間屋町三九
前田 德道君(昭三 專法)	阪下	清水 正君(昭七 大法)	大連市久方町五、鴻業ビル
眞田 俊雄君(明三八專法)	臺灣新竹市旭町二丁目七	前田 仁郎君(昭四 大法)	旭區中宮町七四七ノ七
中田 豊雄君(明四三專法)	東京市蘆原區霞町六	上西嘉太一郎君(昭四 大法)	神戶市灘區下河原通四丁目
阪下 鏡口哲四郎君(大二 專法)	德島市西橫町	西村 幸雄君(昭七 專法)	内二
櫻井右之助君(大二 專法)	中河內郡龜村大地	西村 幸雄君(昭七 專法)	内二
原田 正夫君(大二 專商)	西淀川區塚本町一七九	西村 幸雄君(昭七 專法)	内二
倉本爲三郎君(大六 專法)	尼崎市宮内町三丁目一三三	西村 幸雄君(昭七 專法)	内二
石丸虎之助君(大六 專商)	豊能郡池田町野二三八、野	西村 幸雄君(昭七 專法)	内二
森田 良三君(大七 專法)	村山莊內	西村 幸雄君(昭七 專法)	内二
五十川直市君(大二 專商)	天王寺區上汐町二丁目一七	西村 幸雄君(昭七 專法)	内二
古澤 文人君(大二 專商)	神戶市灘區船寺通一ノ三八	西村 幸雄君(昭七 專法)	内二
(舊姓岩岸) 後藤林三郎君(大二 專商)	吳市西片山町二八ノ三	西村 幸雄君(昭七 專法)	内二
富山 忠三君(大二三專經)	神戶市神戶區中山手通六丁	西村 幸雄君(昭七 專法)	内二
増子 一己君(大二三專經)	日一二三ノ一一	西村 幸雄君(昭七 專法)	内二
增子 一己君(大二三專經)	住吉區勝合町二三六	西村 幸雄君(昭七 專法)	内二
非阪 恭一君(大二三專經)	宇治喜三郎君(昭五 專法)	西村 幸雄君(昭七 專法)	内二
石原 信次君(大二四專法)	北區善源寺町六丁目五三	西村 幸雄君(昭七 專法)	内二
(舊姓櫛山) 土井浪五郎君(大二五專經)	西淀川區大和田町三四四	西村 幸雄君(昭七 專法)	内二
福田 繩芳君(昭二 專法)	岡山縣赤磐郡瀨戶町寺地八	西村 幸雄君(昭七 專法)	内二
山口 常一君(昭二 大經)	七二	西村 幸雄君(昭七 專法)	内二
福田 繩芳君(昭二 專法)	豐中市新免二六	西村 幸雄君(昭七 專法)	内二
高岡 末彥君(昭六 專經)	東京市本鄉區元町一丁目一	西村 幸雄君(昭七 專法)	内二
高岡 末彥君(昭六 專經)	尼崎市東御園町一五	西村 幸雄君(昭七 專法)	内二
西本福之助君(昭八專商)	西本福之助君(昭八專商)	西本福之助君(昭八專商)	内二
兵庫縣武庫郡本山村岡本一	兵庫縣武庫郡本山村岡本一	兵庫縣武庫郡本山村岡本一	内二

改姓名

佐。大。松。竹。宇。田。土。後。酒。  
野。野。島。澤。治。中。井。藤。井。  
年。禎。喜。與。喜。又。五。次。  
彦。宥。三。臣。郎。三。郎。郎。郎。

學 生

皇陵崇敬會（千里山）

第四次第九回例會

十二月例會を二十日大和櫻井方面に行ふ、大軌上六驛發櫻井驛下車、舒明天皇押坂陵に參拜す、難乎姬皇女押坂墓も御同城なり、この御陵には御酒の御供ありて其の山來を河村教授より御説明ありて得る處多し、上六驛を出る頃より降り初めし雨漸く本降りとなつて、傘の用意なき人を困惑させる、續いて鏡王女及び大伴皇女の御墓に參拜して崇峻天皇陵に向ふ。山麓の細道に沿ひて進むこと約二十數町にして倉梯岡上陵に着く、參拜後、守衛の方に御城内のトガサハラ（ツガサハラ）の木、或は金福寺の名残とか云ふ御堂並びに觀音像に付ても御話を聞く。更に大神神社に向はうとせしも雨の爲意を得ず、之にて參拜を打ち切り大阪に出で、上六ハセヤにて會員總會を開き、約三十分で解散した。

（出席者）河村信教授、小川講師、端由芳村、北川、飯田、石田、尾崎、安藤、小林、澤田、大先

第四次第十回例會

新年度會を一月十七日、播州日岡、高砂方面に催す、大阪驛東口集合午前八時十分發、加古川にて播鐵に乗り換へ、十時頃日岡驛下車、景行天皇皇后稻日太郎姫命日岡陵に參拜す、陵は小山の上に鎮まりまして全山火成岩よりなり、小松に蔽はれ南面す。此のあたり眺望絶佳にして眼下に加古川、播磨灘、遠く彼方に淡路島横たわり白砂青松に沿ひて、汽船帆舟の行交ふ態は誠に壯觀なり、朝來小雨さへ催した曇天もからり晴れて、冬とも思へぬ暖かさなり。陵に參拜後、陵墓

守部の話に依れば既に吾が皇陵崇敬會は數度參拜せし由、陵前にて河村先生及び溝部先輩より、日本書紀及び風土記其の他に現れたる有益なる御話を聞き、其れより日岡神社に參拜、再び播鐵にて尾上神社、高砂神社に參拜、天然記念物なる尾上の松及び高砂の松を觀る。晝食後、阪和上の芝に下車し、第十七代履中天皇自古鳥耳原南陵を拜し、徒步にて第十六代仁德天皇百舌耳原中陵に參拜す、生暖かい外氣と空間を窺く陽光に汗を滲ませつゝ、附近の茶屋に於て晝食後記念撮影をなし、暫し憩ひて堺驛に下車、西へ約六七町なる第十八代反正天皇百舌耳原北陵を拜し、更に記念撮影、一同和氣讌々裡に散會す。

（參加者）小林中佐、可野先生、淺野、島田、阪本、平野、尾崎、越智、岡本、田坂、面地、澤田、山根、佐澤

是に觀瀬處の三大字を刻す、之に依り觀瀬處と稱し南方播磨灘の全景を一眸の下に收め、遙かに五劍八島や四國の遠山をも望み、眺望極めて雄大なり、此處より山陽線寶殿驛に出で、五時十分一同元氣にて歸来解散す。

（參加者）河村信、下村兩先生、溝部先輩、佐々木、安藤、小林、端由

參陵會（專門部第一部）

（端由報）  
十一月二十三日大阪商大との交歎研究會、單なる聖書研究會に非ずしてノレリヂアス、トレーニングの最高峰を行くものとして有意義なりき、講師藤井藏之助氏

十二月五日夕、本學青年會、大阪學生會、基督教青年會聯合主催、學生クリスマス禮拜は本學尾崎兄司會、說教齋藤敏夫師、獎勵ランバス女學院校長田中貞師にて北教會にて開催、多數參加し共にイエスの誕誕を祝し且祈れり。

因みに參加校は本學、神商大、大阪帝大、大阪齒專、大阪女專その他なりき。その他合同例會、各集會、協議會等。

然して新たなる年を迎へて本學は專一青年會創立に、本學青年會の對外的發展に盡され、我等の敬愛する指導者であり兄たりし尾崎、石原兩兄を學懇より送る慶びと緒に我等の新たなる覺悟と意氣に燃へて居る次第であります。

學友諸兄の御後援を切望して止みません。

（千里山、書記報）

基督教青年會

（千里山、專一、二）

主に在る兄弟達の祈りに應へられて、

ん。

（千里山、書記報）



對早稻田大學

一月五日、於藤井寺球場

關大 4-3 早大

早關大  $\begin{array}{l} 0 \\ 0 \\ 0 \\ 1 \\ 1 \\ 0 \\ 0 \end{array}$  4-0 = 4

バツチリイ (早大) 稲若、宮川、岡本

近藤、若原、片岡、村片

◆庭球部

一月五日、於甲子園コート

第六回正月オーブントーナメント

川村 (學) 15-6-1 3-6 廣瀬 (關)

全日本庭球ランキン

日本庭球協會發表

第4位 倉光安峰 第14位 藤井靜雄

(ダブルス) 外人 10-0-0 6 關大

第五位 藤井靜雄、倉光安峰

◆スキー部

關西學生大會

第一部

一月十六日、十七日、於兵庫縣神鍋山

耐久競技

第三位、水野 3時間8分28秒

第五位、北村 3時間26分28秒

長距離競技

第六位、飯間 1時間35分43秒

複合競技

第四位、日村 55點

第五位、繩走 1時間34分42秒

各校總得點 (第一部)

(二) 立命大 48 (三) 大谷大 25

(三) 關大 15 (四) 關學大 13

(五) 高岡高商 11 (六) 福井高工 10 神戶商大 10

◆ラグビー部

昇段者發表 詮衡試合

四段合格者 菊池 朋

三段合格者 藤川 美徳

二段合格者 吉田 勝

同 同 同

西谷 輝久

道本 修

山下 保

同 同 同

北野 寛

小野 規幸

初段合格者

同

同

同

佐伯 末雄

飯田 白登

松永 榮一

土田 久夫

佐伯 末雄 (商)

飯田 白登 (商)

松永 榮一 (同)

土田 久夫 (同)

大坂弓道館競射會 入賞

大坂弓道館競射會 入賞

◆弓道部 (専門部一部)

第一等 佐伯 末雄 (商)

四等 飯田 白登 (商)

五等 松永 榮一 (同)

十三等 土田 久夫 (同)

立教 32 (26-10) 14 (0-0) 0 關大

吉藤丹秋 北岡中 岩難岡 坪

F W Q B H B F

邊江藤部 黒井木村田賀

立教 田鈴安服 榮小鶴 鈴中細淺

大田本羽木村本川井波村井

吉藤丹秋 北岡中 岩難岡 坪

立教 田鈴安服 榮小鶴 鈴中細淺

大田本羽木村本川井波村井

吉藤丹秋 北岡中 岩難岡 坪

立教 田鈴安服 榮小鶴 鈴中細淺

大田本羽木村本川井波村井

吉藤丹秋 北岡中 岩難岡 坪

立教 田鈴安服 榮小鶴 鈴中細淺

大田本羽木村本川井波村井

吉藤丹秋 北岡中 岩難岡 坪

立教 田鈴安服 榮小鶴 鈴中細淺

大田本羽木村本川井波村井

吉藤丹秋 北岡中 岩難岡 坪

立教 田鈴安服 榮小鶴 鈴中細淺

大田本羽木村本川井波村井

東洋の盟主であり、東洋平和の擁護者を以て任ずる日本の緊急とする諸施設は如何? それは我が空軍の第二線に立つ民間航空である。

然るに我が民間航空は諸外國のそれに比し言語に絶する程の不振、萎微狀態にあり、斯かる時に當り現代科學の尖端に跳躍し將又現代生活の前衛に併立しつゝある航空界の大なる進歩發展の爲に……

時はこれ陽春四月櫻花の亂舞する頃我が關西大學航空部の大躍進を計るべく、グラライダープライマリー、セコンダリー各一機を製作進空の豫定なり。庶くば諸兄よ、民間航空體系の一分子たる關大航空部の雄々しき巨人的歩行展開の爲に絶大なる御後援を乞ふものである。

附記今回我が關西大學航空部より有力且敏腕の名ある橋本敏造君が卒業する爲、一抹の淋しさを禁ずるを能はざるも日本學生航空聯盟關西支部委員長吉田正治君並びに關西支部グラライダーチーム長鶴田則夫君其他多士才々の鳥人委員長鶴田則夫君其他多士才々の鳥人關大にあり、故に關大航空部否日本學生航空聯盟に於いて本年度は割期的大事業を開催せん。

◆航空部

朝 冷 選

倉米の値を氣にしつゝ冬籠  
吉凶箋かつぎて街の人となる

編輯餘錄

俳壇

一月例會

天六學舍に於て、一月二十日(水)午後六時より開催す、採録句左の通り

松本 實道

新年 雜詠

杉本 信雄

谷口 淳一

比叡 登山

菜畑の青さを初日流れけり

元朝やマバラ雪ある八瀬入原

初日の出さら波ある湖の上

初明りほのと八手の葉の動き

佐々木卯平

野に焚ける煙しろ／＼霜の朝  
犬吠えて寒き身にしみ道遠く

南塘に犬と遊べり冬日和

雪空に鶴しきり鳴く木立哉

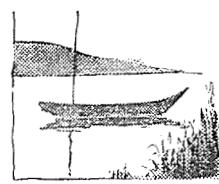
安井 龍道

▽目下學部、専門部各科共に卒業試験の施行中で學内は今一番緊張した時季である、更に又一面來るべき活社會への幾多風箇が途を求めて活潑な躍動を続けるシーブンとでも謂ひ得る。其の後天六學舍の増築工事も着々と進捗し、近く三月末には竣工、陽春新學年より

巡回を詠せられたい。

▽本號には赤羽教授「ベルンハルディの經濟學」並に川上助教授の「國家承認の所謂相對性に關する吟味」八島助教授の「Norman Conquest」の英語々彙に及ぼせる影響の二稿を頂いた。岩崎教授の前號の續稿は都合により次號に譲り来る事を詠せられた。

▽昭和九年國漢卒業の吉崎幾藏君から漢科充實の爲國語の文献百數十冊を天六學舍圖書館に寄贈せられた。書目は紙面の都合上次號に掲載の豫定であるのみである。



梅の里事足らひたる庵の雪

住吉にて

造幣の朱の空青き初卯哉

羽子板に見るオリンピック模様かな  
左義長や宮商人に夜の自み

中塚 素木

神屋敷蒼生

追羽子に女の子眉よし髪ゆるゝ

福壽草咲き朝々の謡かな

大御前おるがみ自す皇國の春  
海越えて皇國の春壽く賀狀かな

初明り温泉の街の松に映ゆる

一、日時 二月十六日午後六時

二、場所 天六學舍三階

一、兼題 「梅」「雜詠」五句

一般の參會歡迎、出句のみにても可

不許複製

發行人兼  
印 刷 所

天六學舍

大坂市東淀川區長柄中通

本部電話堺川一一〇九〇九

大阪市北區堂島三丁目十五番地

大坂市東淀川區長柄中通二丁目十二番地

谷 口 印 刷 所

關西大學學報局

千里山學舍

大坂市外千里山

本部電話堺川二二七五八七五

電話喫田四六二

一一三

電

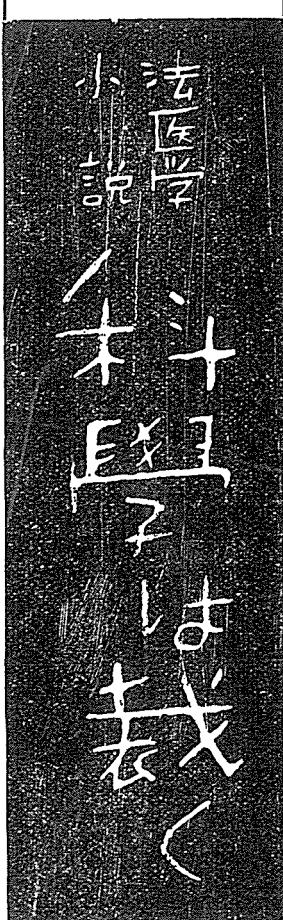
# 裁判醫 佐野甚七著 ◇ 四六判特製 ◇

紙數九百頁 ◇ 定價貳圓

送料貳拾貳錢

## 森下雨村氏の序に曰く

# 版七忽



作者はこの小説によつて自分の専門外の文筆方面にその才能を示さうといつたやうな野望は更々なく、單に探偵文壇に現れた探偵作家の無智と誤謬を訂正してやりたいために、自ら進んで範を示したに過ぎなかつたと私は信じてゐる。……その點、私は佐野さんの好意に深謝する。同時に、そこにこの小説の價值と有難味を十分に認めるものである。

## 江戸川亂歩氏の序に曰く

著者から「科學は裁く」の校正刷を送つて貰つて、読み出したら止すことが出来ないで、八百頁の大長篇を二日がかりで通讀した。……私が思ふのに、優れた長篇小説の乏しい日本の探偵小説界ではこの「科學は裁く」はそれらの第一流の作品に伍して、少しも遜色がないのである。

## 春日野綠氏の序に曰く

佐野氏の持つ貴重な材料乃至文献こそ東西に及ぶものなき「日本の寶」といへるであらう。今その「日本の寶」の一部が出版の形式によつて現れるといふ事は誠に喜ばしいことである。

著者の所謂『法醫學小説』は、小説家が机上で、てつち上げた理智の遊戯でもなければ、捜査的興味に缺けた犯罪實話でもない、これこそ吾々の期待する犯罪捜査の眞髓に觸れた、「活きた探偵小説」であると同時に、犯罪捜査の概念を平易に教へる『捜査讀本』である。

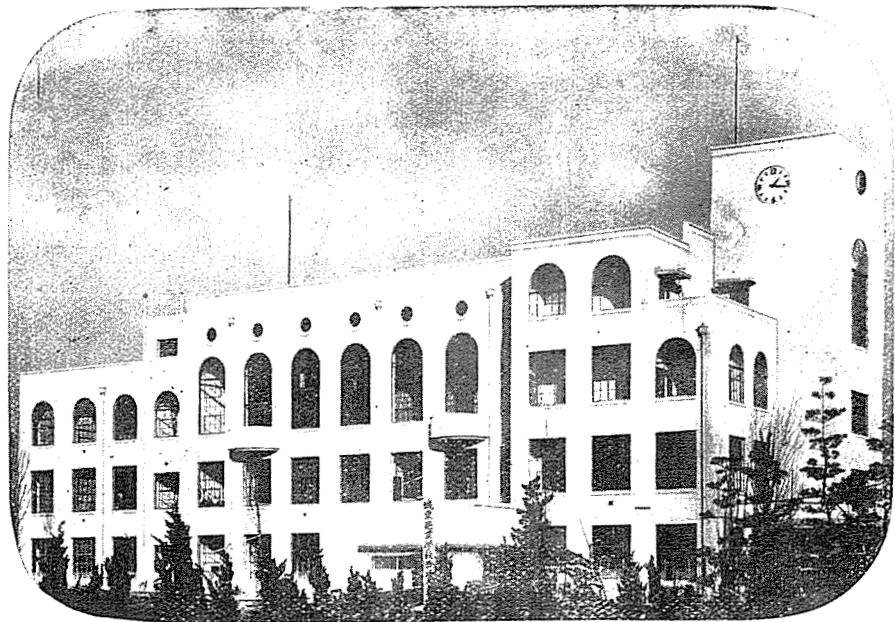
殊に、本著『科學は裁く』は、その中での代表的作品で、有益にして且興味ある大衆讀物である。

尚、卷尾の『谷底の死體』は短篇として、また、捨て難い味を持つてゐる。

前學大央中臺河駿京東  
番八三ニ一八京東替振  
番八ニニニ田神話電

院書同大

阪北大振電話  
區三一五  
梅九一六七  
新二三三  
田七五五  
道番番



自然の風光に恵まれた交通至便の

## 大阪第一の教育理想郷

鐵骨鐵筋コンクリート四階建

### 『軍船型』 明朗校舎

大阪市外大軌小阪停留所前(上六ヨリ十分)

# 財團 法人 大阪城東商業學校

電話小阪一六五番・七〇一番

第一本科(五ヶ年間) 第一年三百名

第二本科(五ヶ年間) 第二年若干名

△出願期日 第本科 三月一日ヨリ三月十三日迄

第二本科(五ヶ年間) 第二年三月二十一日迄

【入學案内申込次第送附】

第一本科（晝）

第一學年 優先入學制アリ  
人物考查 三月二十二、三日及二十五日

五ヶ年制（卒業）

（等卒入學）

願書受付 試驗前日迄

第二本科（夜）

第一學年 優先入學制アリ  
上級各學年 若干名

四ヶ年制（卒業）

（高小程度入學）

人物考查 三月二十五、六日  
願書受付 試驗前日迄

北陽商業學校

大阪市東淀川區淡路町（電話北七五七五番）

天六ヨリ新京阪電車ニテ約五分淡路下車

特典特色訓育第一主義、實務學科

第一（晝）、第二（夜）本科共ニ上級各學校入學資格、  
徵兵猶豫其他同種學校一切ノ特典ヲ有ス

學則ハ郵便又ハ直接學校へ

# 開西大學學生募集

大學豫科 第一豫科（三年制）  
大學豫科 第二豫科（二年制）

出願期間 第一豫科 二月一日ヨリ四月五日迄  
第二豫科 二月一日ヨリ四月八日迄  
試驗期日 第一豫科 四月六日及七日  
第二豫科 四月九日及十日

出願期間 二月一日ヨリ四月四日迄  
試驗期日 四月五日

## 大學部

法文學部——法律、政治、哲學、英文  
經商學部——經濟、商業

第一部（晝） 法律、經濟、商業  
第二部（夜） 法律、經濟、商業  
第三部（夜） 國漢、英語  
第四部（夜） 國漢、英語

出願期間 第一部 三月一日ヨリ四月五日迄  
第二部 三月一日ヨリ三月三十一日迄  
試驗期日 第一部 四月八日（木）  
第二部 四月三日（祭日）

## 學則送呈

（郵券二錢）

豫科、學部八千里山學舍庶務課へ  
專門部 六天學舍

（番三二一田吹電一部學）山里千外市阪大  
（番一六四田吹電一部豫）山里千外市阪大

學山里千科豫・部學

（番九三〇川彌電）通中柄長區川淀東市阪大

學六天部門專